

社会福祉法人 双友会 居宅介護支援事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人 双友会が設置するつつじ山荘居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）において実施する指定居宅介護支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、指定居宅介護支援の円滑な運営管理を図るとともに、要介護状態の利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定居宅介護支援の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は、利用者が要介護状態となった場合においても、可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことのできるよう配慮して援助に努める。

2 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から総合的かつ効果的に提供されるよう配慮して行う。

3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類又は特定の指定居宅サービス事業者等に不当に偏することのないよう公正中立に行う。

4 本事業の運営にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定居宅サービス事業者、介護保険施設及び関係機関との連携に努める。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名 称 つつじ山荘居宅介護支援事業所

(2) 所在地 熊本県菊池郡大津町大字大津字前田 1187 番地 1

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 この事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名（主任介護支援専門員）介護支援専門員と兼務
事業所における介護支援専門員、その他の従業者の管理、指定居宅介護支援の利用申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他業務管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定居宅介護

支援事業の実施に関し、遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

(2) 主任介護支援専門員 2名（うち1名管理者と兼務）

主任介護支援専門員は、介護保険サービスや他の保健医療サービスを提供する者との連絡調整、他の介護支援専門員に対する助言・指導などを行う。

(3) 介護支援専門員 4名（常勤専従3名、兼務1名）

なお、利用者35人又はその端数を増す毎に増員する。

介護支援専門員は、要介護者等からの相談に応じ、及び要介護者等がその心身の状況や置かれている環境等に応じて、本人やその家族の意向等を基に、居宅サービス又は施設サービスを適正に利用できるよう、サービスの種類内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整その他の便宜の提供を行う。

(4) 事務員 1名（兼務1名）

必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日は、通常月曜日から土曜日とする。

ただし、12月29日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間は、午前8時00分から午後6時00分までとする。

ただし、土曜日・祝日は午前8時00分から午後5時00分までとする。

(居宅介護支援事業の提供方法及び内容)

第6条 事業所は、居宅介護支援の提供に際し、予め、利用申込者とその家族（以下、「利用申込者」という。）に対し、本運営規程の概要、事故発生時の対応、苦情処理の体制等の利用申込者等がサービスの選択に資するための重要事項等の文書を交付して説明を行い、居宅介護支援に関する事項について、利用申込者と本所間で文章による確認を得た後、サービスを提供するものとする。

2.本事業は、居宅介護支援の提供を求められた時は、利用者の被保険証により、被保険証資格と要介護認定の有無、認定区分と要介護者等の有効期間を確認する。

3.利用者の相談を受ける場所は当事業所又は利用者宅等とする。

4.サービス担当者会議の開催は、原則として利用者宅にて行う。

5.居宅介護支援事業の内容は次のとおりとする。

(1) 在宅で生活している要介護者等が、日常生活を営むために必要な保健医療サービスまたは福祉サービスを適切に利用できるよう、要介護者

等からの依頼を受けて、利用する居宅サービス等の種類や内容等を定めた計画を作成する。

(2) 介護サービス計画に基づき、居宅サービス等の提供が確保されるようサービス事業者やその他の者との連絡調整等の便宜を図る。

(3) 介護支援専門員の居宅訪問頻度は、最低1ヶ月に1回とし、利用者の自立した日常生活を支援するうえでの解決すべき課題の把握、居宅サービス計画作成後における計画の実施状況の把握、及び連絡調整等の必要に応じ随時訪問する。

(4) 要介護者等が介護保険施設への入所を要する場合には、介護保険施設の紹介その他の便宜の提供を行う。

(通常の実業実施範囲)

第7条 通常の実業の実施地域は大津町、菊陽町、合志市、菊池市旭志の全校区及び西原村の鳥子、小森、布田校区、南阿蘇村の立野校区、熊本市とする。

第8条 居宅介護支援を提供した際に、利用者からの支払を受ける場合における利用料の額は、法定代理受領分については無料とし、法定代理受領以外の部分については、介護報酬上の告示額(厚生大臣の定める基準額)とする。

2. 通常の実業の実施地域以外の地域の居宅を訪問する場合には、それに要する交通費の実費を徴収する。なお、通常の実業の実施地域を越えて自動車を使用した場合は、次の額を徴収する。

(1) 通常の実業の実施地域を越えてから

片道おおむね10km未満 400円

(2) 通常の実業の実施地域を越えてから

片道おおむね10km以上 600円

(3) 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対し事前に文書で説明をしたうえで、支払に同意する旨の文書(記名押印)を受けるとする。

(秘密保持)

第9条 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を他に漏らしてはならない。

2. 職員であった者に、業務上知り得た利用者及び家族の秘密を保持させるため職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持させるべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

(虐待防止に関する事項)

第10条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止

するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2. 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束に関する事項)

第11条 事業所は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないものとする。身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

(業務継続計画の策定等)

第12条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2. 事業所は、従事者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3. 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第13条 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(その他運営に関する重要事項)

- 第 14 条 事業所は、居宅介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図ることとし、業務の執務体制についても検証、整備する。
2. 事業所は、従業者の質的向上を図るために研修の機会を次のとおり設けるものとする。
- (1) 採用時研修 採用後 3 ヶ月以内
 - (2) 継続研修 年 2 回
3. 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
4. 事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
5. 事業所は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
6. 事業所は、指定居宅介護支援に関する諸記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低 5 年間は保存するものとする。
7. この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人 双友会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は平成 12 年 4 月 1 日から施行する。ただし、準備要介護認定にかかると事項については、平成 11 年 10 月 1 日から施行する。

この規程は平成 18 年 9 月 1 日から施行する。

この規程は平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は平成 25 年 9 月 1 日から施行する。

この規程は平成 26 年 7 月 1 日から施行する。

この規程は平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は令和 6 年 4 月 1 日から施行する。